

市職員の意識向上に向けた取組みについて

1 趣旨

「尼崎市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、市職員に対する研修を実施しているところである。

一方、令和2年12月21日から令和3年1月12日までを意見募集期間として実施した尼崎市障害者計画（第4期）・障害福祉計画（第6期）の策定に係るパブリックコメントにおいて、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領が作成されて日数が経っているにもかかわらず、対応要領の趣旨に沿った適切な対応が十分にできていない現状について、研修の成果が出たと言えるような仕組みの構築が必要ではないか」との意見が寄せられた。

そうした意見も参考として、市職員の意識や対応力の向上につなげていくための取組みの推進を図るもの。

2 職員ハンドブックの作成

市職員が障害の特性や多様性を理解するとともに、障害者へ適切に対応するために「尼崎市障害者差別解消法対応職員ハンドブック」を作成する。

3 職員ハンドブック（たたき台）

別紙のとおり

4 参考

- (1) 「尼崎市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（抜粋）
（研修及び啓発）

第7条 任命権者は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、その任用する職員に対し、次の各号に掲げる研修及び啓発を行うものとする。

- (1) 新規採用に係る職員に対する研修で、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項に関するもの
- (2) 新たに監督者になった職員に対する研修で、障害を理由とする差別の解消に関し監督者に求められる役割についての理解の向上を図るための研修
- (3) マニュアルの作成等障害の特性に関する理解を向上させ、障害者に適切に対応させるために必要な意識の啓発

(2) 市職員研修の実施状況（令和2年度～令和3年度実績）

日時	研修名	対象者
R2. 4. 13	新規採用職員等研修	令和2年4月1日付け新規採用職員、事務・技術 学び期間配置者 計 117 人
R2. 5. 15	新任役職者研修	令和2年度新任課長級及び係長級職員 計 45 人
R3. 4. 13	新規採用職員等研修	令和3年4月1日付け新規採用職員、事務・技術 学び期間配置者 計 53 人
R3. 6. 1	新任役職者研修	令和3年度新任課長級及び係長級職員 計 87 人

以 上